



発行所 埼玉県保険医協会 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 4-2-2 アンリツビル5F 電話 048(824)7130 F A X 048(824)7547 発行人 大場敏明 購読料 1部150円 会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事 2面 論壇「拜啓 菅内閣総理大臣様 どうか私たちが医療者に生殺与奪の権を与えないで下さい」 3面 介護報酬改定情報 乳幼児感染予防策加算Q&A 4面 新型コロナウイルス感染拡大支援事業 6面 医療保険における「一部負担金」の根拠(後) 7面 歯科単発学術講演会「総義歯」報告

前文 「(前略) 我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている」 (基本理念) 第二条 「(前略) 新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進される」

# 厚労省発表 2021年度方針

# 高点数個別指導は実施せず

表) 2021年度指導実施方針(厚労省発表)

指導の種類	実施方針
集団指導	実施する(資料配布、動画配信も可)
集団的個別指導	実施する(資料配布、動画配信も可) ※2022年度も引き続き高点数であった保険医療機関等に対して2023年度に高点数個別指導は実施しない
個別指導	実施する ※高点数個別指導は実施しない ※病院は緊急を要する場合のみ
新規個別指導	2020年度未実施分も含めて、全て実施する ※病院は緊急を要する場合のみ

2021年1月18日事務連絡より協会が作成

厚労省は一月十八日に事務連絡「令和三年度における指導監督等について」を发出、コロナ禍における二〇二一年度の指導の実施方針を示した。集団指導と集団的個別指導は「令和四年度も引き続き高点数であった保険医療機関等に対して、令和五年度における高点数を理由とする個別指導は実施しない」と明記した。

原則として実施することとした上で、資料配布や動画配信による実施を認めた。さらに、集団的個別指導は、「令和四年度も引き続き高点数であった保険医療機関等に対して、令和五年度における高点数を理由とする個別指導は実施しない」と明記した。厚労省の方針は全国に「高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない」として、原則実施とした上で、埼玉県運営は配慮を考慮し、救済方法も示した上で慎重に対応すべきである。

講習会形式で開催される集団指導・集団的個別指導は、動画配信と資料配付とすることを早期に決定し医療機関に繰り返し周知することにより、医療機関は休診体制などから回避できる。また、高点数による選定について、協会は医療費抑制策の一環であることが明白と指摘し、やめるよう訴えてきた。今回の事務連絡で「高点数」の位置づけが低いことが明らかになったといえる。

## 医療界・国民への負担や罰則

### 菅政権

### 厚労省厚生科学審議会感染症部会

### 出席委員18人のうち罰則に賛意は3人のみ

一月から始まった国会で、新型コロナの特措法や感染症法の改正案が審議されている。

菅政権は昨秋以降、医療体制への支援・補強策を講じることやコロナ特措法・感染症法改正など感染拡大に備えるべき時期に国会を閉じていた。一月に入り爆発的に感染者数、重症者数が増加したことから緊急事態宣言を発表し、様々な厳罰を国民に強いる法案を国会に提案した。今国会にはその他、七五歳以上の医療費窓口負担を一部から二割に引き上げる法案等も提出される。新型コロナウイルスの対応でフクチン接種体制などで医療界に更なる負担がかかる中、三月にはマイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを強行させる(二割負担中止を求める取り組み二面、フクチン関連・オンライン資格確認関連四面)。

菅政権は昨秋以降、医療体制への支援・補強策を講じることやコロナ特措法・感染症法改正など感染拡大に備えるべき時期に国会を閉じていた。一月に入り爆発的に感染者数、重症者数が増加したことから緊急事態宣言を発表し、様々な厳罰を国民に強いる法案を国会に提案した。今国会にはその他、七五歳以上の医療費窓口負担を一部から二割に引き上げる法案等も提出される。新型コロナウイルスの対応でフクチン接種体制などで医療界に更なる負担がかかる中、三月にはマイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを強行させる(二割負担中止を求める取り組み二面、フクチン関連・オンライン資格確認関連四面)。

保健所の関係者からは、罰則の適用、判定を保健所が担うことになり新たな業務拡大につながるなど反対意見が出された。また、学術からは、病院からの脱走、入院拒否などのデータが一切示されておらず、罰則を創設する事実根拠が示されていない問題も指摘された。知事会の代表からは「緊急提言」として罰則を要請したものの、刑事罰などの厳罰は想定されていない。そのうえで「適用には慎重である」という前提とすべき」と発言がされた。多くの意見が考慮されずに刑事罰を含む法案がまとめられた。

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

前文 「(前略) 我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている」 (基本理念) 第二条 「(前略) 新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進される」

### 「コロナ法改正案」罰則の概要

項目	内容	罰則等	
感染症法	医療機関への協力要請	知事からの新型コロナ感染症患者の受入勧告に沿えない	病院名を公表できる
	入院勧告・宿泊や自宅療養要請	勧告拒否、入院先からの脱走	罰金50万円以下。過料
	積極的疫学調査	正当な理由のない調査拒否、虚偽答弁	罰金30万円以下。過料
特措法	蔓延防止等の重点措置	知事からの「休業」「時短」命令や要請に違反	罰金20万円以下。過料
	緊急事態措置	宣言下での「休業」「時短」命令に違反	罰金30万円以下。過料

「75歳以上の窓口負担引き上げを中止に」署名取り組みを開始！ぜひ、一筆からのご協力を！(関連2面、5面)

個別指導に弁護士が帯同できます